

和歌山県公安委員会告示第49号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年10月1日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

1 駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所及び受講定員

(1) 実施日時

講習1日目	令和3年11月25日(木)午前9時30分から午後6時まで (受付時間 午前9時から午前9時30分まで)
講習2日目	令和3年11月26日(金)午前9時30分から午後6時まで (受付時間 午前9時から午前9時30分まで)
修了考査	令和3年12月3日(金)午前9時30分から午前10時30分まで (受付時間 午前9時から午前9時20分まで)

(2) 実施場所

和歌山市西1番地
交通センター3階 会議室

(3) 受講定員

7人

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

駐車監視員資格者講習を受講しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を（3）に掲げる提出先を経由して和歌山県公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（写真（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。以下同じ。）を貼付したものに限る。）

イ 駐車監視員資格者講習受講票（写真を貼付したものに限る。以下「受講票」という。）

ウ 運転免許証等申込者が本人であることを証するものの写し

(2) 手続の流れ

ア 申込者は、申込書等を提出した後、駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所等を記載した駐車監視員資格者講習指定書（以下「講習指定書」という。）及び駐車監視員資格者講習手数料納付書（以下「納付書」という。）を受け取る。

イ 駐車監視員資格者講習の1日目の講習実施場所の受付において、講習手数料の額に相当する和歌山県証紙を貼付した納付書により講習手数料を納付し、講習指定書を提出した上で受講票を受け取る。

(3) 申込書等の提出先

ア 申込者が和歌山県内に住所地を有する者の場合

申込者の住所地を管轄する警察署交通課

イ 申込者が和歌山県外に住所地を有する者の場合

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

令和3年10月1日（金）から同月29日（金）までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(5) 講習手数料

ア 講習手数料の額は、20,000円とする。

イ 現金での納付は、受け付けない。

3 留意事項

(1) 郵送による申込みは、受け付けない。

(2) 受講定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(3) 駐車監視員資格者講習を2日間受講し、修了考査を受け、合格した者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を郵送する。

(4) 新型コロナウイルス等の感染症の流行状況により、駐車監視員資格者講習を中止することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。

4 問合せ先等

(1) 問合せ先

和歌山市西1番地 交通センター内

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

電話番号 073-473-0356

(2) 駐車監視員資格者講習受講申込書、受講票及び納付書の備付場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター及び和歌山県内の各警察署交通課